

平成21年 第20回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成21年12月17日（木）午前9時15分

場 所：教育委員会室

平成21年12月17日

東京都教育委員会第20回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第149号議案及び 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1

第150号議案 件について

第151号議案 平成21年度東京都指定文化財の指定等の諮問について

第152号議案から 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

第155号議案まで

2 報 告 事 項

(1) 平成22年度東京都立高等学校入学者選抜における新型インフルエンザへの
対応について

(2) 東京都立大塚ろう学校城南分教室の募集停止について

(3) 「都立学校指導要録等紛失事故再発防止検討委員会報告書」について

(4) 学校問題解決サポートセンターのこれまでの取組状況について

(5) 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配について

| | |
|------|---------|
| 委員 長 | 木 村 孟 |
| 委 員 | 内 館 牧 子 |
| 委 員 | 高 坂 節 三 |
| 委 員 | 竹 花 豊 |
| 委 員 | 瀬 古 利 彦 |
| 委 員 | 大 原 正 行 |

| | | |
|----------|--------------|---------|
| 事務局（説明員） | 教育長（再掲） | 大 原 正 行 |
| | 次長 | 松 田 芳 和 |
| | 理事 | 岩 佐 哲 男 |
| | 都立学校教育部長 | 森 口 純 |
| | 地域教育支援部長 | 松 山 英 幸 |
| | 指導部長 | 高 野 敬 三 |
| | 人事部長 | 直 原 裕 |
| | 福利厚生部長 | 谷 島 明 彦 |
| | 教職員服務・特命担当部長 | 岡 崎 義 隆 |
| | 教育政策担当参事 | 中 島 毅 |
| | 特別支援教育推進担当参事 | 前 田 哲 |
| | 人事企画担当参事 | 高 畑 崇 久 |
| （書 記） | 教育政策室政策担当課長 | 黒 田 浩 利 |

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 時間になりましたので、平成21年第20回定例会を開会させていただきます。

竹花委員からは、御都合により少し遅れるとの届出をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、NHKほか4社、合計5社から、個人は、合計4名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHKからは冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 11月12日開催の前々回第18回定例会の会議録及び10月29日開催の臨時会の会議録につきましては、先日本配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第18回定例会の会議録及び臨時会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

前回、11月26日開催の第19回定例会の会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第151号議案から第155号議案までにつきましては、人事等に関する案件でございますので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、その

ように取り扱わせていただきます。

委員長職務代理の指定

【委員長】 議事に入る前に、委員長職務代理の指定についてお諮りをしたいと存じます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項により、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」と規定されております。委員長職務代理者につきましては、2名決めて頂いておりますが、高坂委員の委員長職務代理者としての任期が平成22年1月7日までとなっております。高坂委員に、引き続き、平成22年1月8日から平成23年1月7日までの1年間、委員長職務代理第二順位としてお願いをしたいと存じますが、いかがでございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、高坂委員よろしくお願いいたします。

議 案

第149号議案及び 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼
第150号議案 外1件について

【委員長】 第149号議案及び150号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、説明を、都立学校教育部長、お願いいたします。

本日は議題が非常にたくさんございますので、説明を簡潔にお願いいたします。

【都立学校教育部長】 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案を依頼するとともに、同条例施行規則の一部を改正する規則を制定する議案を付議するものがございます。

「1 改正内容」ですが、いずれも「都立高校改革推進計画」及び「東京都特別支援教育推進計画」に基づき、閉課程、閉校、学籍変更等のため、規定を整備するもの

でございます。

(1) 「ア 高等学校の廃止」ですが、6校でございます。都立向島工業高等学校及び都立向島商業高等学校につきましては都立橘高等学校に、都立四谷商業高等学校につきましては都立稔ヶ丘高等学校に、都立八王子工業高等学校及び都立第二商業高等学校につきましては都立八王子拓真高等学校に、都立久留米高等学校につきましては都立東久留米総合高等学校に、いずれも平成19年度に発展的に統合しております。

「イ 特別支援学校の廃止」ですが、都立久我山盲学校は都立青鳥特別支援学校久我山分校と発展的に統合し、来年度、都立久我山青光学園として開校する予定です。

次に、(2) 「ア 都立学校の分校の廃止」です。都立武蔵高等学校荻窪分校ですが、平成19年に開設いたしました都立荻窪高等学校に発展的に統合しております。なお、都立青鳥特別支援学校久我山分校につきましては、先ほど説明したとおりです。

「イ 高等学校の課程の廃止」ですが、いずれも都立荻窪高等学校、都立稔ヶ丘高等学校、都立八王子拓真高等学校の開校に伴い、また都立小金井工業高等学校全日制課程につきましては、来年度、都立多摩科学技術高等学校として開校することに伴い、閉課程とするものでございます。

「ウ 特別支援学校の課程の廃止」ですが、都立久我山盲学校につきましては先程説明したとおりでございます。都立青鳥特別支援学校知的障害小学部・中学部につきましては、都立梅ヶ丘病院内に設置されていますが、同病院が府中市の小児総合医療センターに移転・統合することに伴い、閉課程とし、都立久留米特別支援学校に学籍を変更するものでございます。都立南大沢学園特別支援学校につきましては、来年度、都立多摩桜の丘学園に学籍を変更するものでございます。

「2 都議会に付議する時期」でございますが、平成22年第1回東京都議会定例会でございます。

「3 一部改正条例及び一部改正規則の施行期日」は、平成22年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 別紙1の図を御覧いただきますと都立学校の適正配置について御理解頂けるとは思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。――

〈異議なし〉——それでは、本件は、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) 平成22年度東京都立高等学校入学者選抜における新型インフルエンザへの対応について

【委員長】 報告事項(1) 平成22年度東京都立高等学校入学者選抜における新型インフルエンザへの対応について、説明を、同じく都立学校教育部長、よろしく願います。

【都立学校教育部長】 報告資料(1) 平成22年度東京都立高等学校入学者選抜における新型インフルエンザへの対応について、御説明いたします。

東京都における中学校在籍者の新型インフルエンザ罹患^{りかん}者数は、減少傾向にありますが、依然として流行警報が発令された状況が続いております。こうしたことを踏まえ、平成22年度東京都立高等学校入学者選抜を実施するに当たり、次のとおり対応することといたしました。

1ですが、入学者選抜に当たってまず大切なことは、受検生一人一人が健康管理を行い、万全の体調で実力を発揮するというございます。既に9月にパンフレットを小・中学校及び高校の児童・生徒全員に約100万部配布しておりますが、改めてこのことを受検生対象に呼びかけていきたいと思っております。

2ですが、周囲にインフルエンザに罹患^{りかん}した者がいる場合には、受検当日、マスク着用等により感染防止の措置を十分行うこととします。

3ですが、受検機会を確保するため、学級閉鎖等の措置がとられている中学校等に在籍する受検生でも、インフルエンザに罹患^{りかん}していない受検生については受検を認めることといたします。ただし、マスク着用等により感染防止の措置を十分行うこととします。

4ですが、これまでも、試験当日に体調不良等の申出があった場合は、別室受検に

より個別に対応してまいりました。インフルエンザに罹患^{りかん}している受検生であっても、医師による受検可能の判断等があった場合には、別室受検により個別に対応いたします。これは診断書ということではなくて、医師の指示等も含まれます。

次の5に入る前に、他県の状況も含めてお話ししたいと思います。他県においては、追試の対応を早期に発表しておりますが、従来から追試の制度があるため、既に準備をしており、また日程に非常に余裕があるといったことで対応をとっているようです。

東京都の場合は、1月22日の推薦から3月15日の分割後期の手続まで非常にタイトな日程になっております。追試を行うこととした場合、全体的に大幅な変更が非常に困難であるということと、中学校及び高等学校の教育活動に非常に影響を及ぼすこととなります。また、定員管理の中で行うため、本試験と同じ日に合格発表を行うこととなりますが、試験問題が全く別になるということで公平性の問題もございます。

3月16日以降に仮に追試を行う場合には、卒業式等が予定されておりますし、また、1週間後には定時制の第二次募集も行われ、この日程に入れることはかなり困難だと思います。さらに、各学校での正確な入学者選抜業務の担保をすることも考慮いたしました。

こうしたことを踏まえまして、既に公表している日程は変更せずに、3月9日に実施する分割後期募集・第二次募集の検査において、5の措置をとることといたしました。

インフルエンザにつきましては地域差があることから、都立高校全体ではなく、各校の状況に応じて対応することといたします。

5ですが、各学校の第一次募集・分割前期募集の学力検査日において、過去4年間を平均した欠席者数に総志願者数の10パーセントを加えた数以上の欠席者があった場合は、各募集区分の志願者の5パーセントに当たる人数を減じて合格候補者を決定いたします。

減じた人数につきましては、分割後期募集・第二次募集の検査日である3月9日に募集いたします。

欠席者10パーセントにつきましては、学級閉鎖の一つの目安になりますが、当日、

更に10パーセントの欠席者があった場合に、都立高校の約3分の1で全員が入学できずという状態になり、いわゆる入学者選抜が成立しない状況になります。

これに対して5パーセントを減じる措置を設定することで、受検倍率が2倍となりますが、当日の欠席者が見込まれること、また、他の高等学校で分割後期募集・第二次募集があることから、これよりも倍率は下がると見込んでおります。

別紙を御覧ください。

これは普通科高校、A高校をモデルにして仮の数字を使っております。2月16日に志願者数が決定いたします。この際に、過去4年の平均辞退者数ですが、10人の欠席者という数字を出します。志願者数が190人でございますので、その10パーセントに当たる19人との合計29人がその目安となります。したがって、当日の欠席者が29人以上になったとき措置を適用するものでございます。

2月23日の第一次募集・分割前期募集学力検査日において欠席者数が30人の場合には、男子の志願者数の5パーセント5人、女子の志願者数の5パーセント4人という形で、この分を引いて合格発表をいたします。

3月1日に発表する合格人員は男子85人、女子81人となりまして、3月3日に分割後期・第二次募集の中で、9名を募集いたします。

B高校は、欠席者数が満たない場合で、措置は適用しないという形でございます。

戻って資料1ページを御覧ください。

6ですが、推薦に基づく選抜、分割後期募集・第二次募集及び都立中高一貫教育校の入学者決定においては、5の扱いは適用せず、予定どおりの日程及び募集人員で実施いたします。

7ですが、今後、インフルエンザの流行状況及びウイルスの性状に大きな変化が生じた場合には、改めて対応について発表いたします。

なお、今後の対応につきましては、実施要綱の合格候補者の決定に係わる部分の改正を行いまして、速やかに区市町村教育委員会、中学校及び高校に通知するとともに、生徒保護者に対する注意喚起や対応について、区市町村教育委員会から周知をしまいたいと思います。また、ホームページ等を含め、校長連絡会、副校長連絡会、中学校長会、指導室課長会で詳細に説明してまいりたいと思います。

また、都立知的障害特別支援学校高等部職業学科の後期と職業コースの4校が12月19日に入学相談を行う予定ですが、これは事前相談ということで既に5月から行っており、志願者が既に確定しておりますので、個別にこちらから説明してまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

私も事前に案を伺いまして、これが最善の案ではないかという印象を受けました。私自身、大学のセンター試験に関係しておりましたが、今日御提示いただいたような細かい措置をつくっていなかったものですから、非常に苦い思いをしたことがございます。この案はよくできているのではないかと思います、いかがでございましょうか。

【竹花委員】 他県の様子を少し説明していただけますか。

【都立学校教育部長】 他県の状況ですが、9日現在で20府県が対応方針について発表しております。従来の追検査なる制度を活用して対応する府県は6でございます。新たな検査を実施して対応する府県は12でございます。特別な対応をしない府県は2でございます。

【竹花委員】 4番の「医師による受検可能の判断等があった場合」の、「等」というのはどんなことですか。

【都立学校教育部長】 これは医師の指示の中で、こうした対応をすれば大丈夫で、こうしたことに従いなさいということがあると思われれます。例えば、よく水分をとりなさいということなどです。今、ペットボトルが机上にありますけれども、ペットボトルには漢字などが書いてありますので、ラベルをはがすといった措置が考えられます。通常、ペットボトルの持込みは認めておりませんが、水分を良くとることの医師の個別の指示等、受検に当たっての注意事項や、もし熱が出たらやめたほうがいいのではないかとといった判断も含めるということです。こうしたことは、受検生個別に対応したいと思います。

【竹花委員】 これは都立高校においては少し手数がかかりますけれども、対応は可能ですか。

【都立学校教育部長】 今回のインフルエンザへの対応は、これまで措置していませんが、受検を2か月後に控え、中学校長や高校校長に事前に相談いたしまして、こうした対応をとるということを了解いただきました。また、受検生に十分周知するということがやはり必要かと思えます。

【竹花委員】 わかりました。よろしく申し上げます。

【委員長】 今、都立学校教育部長がおっしゃいましたように、中学校に対して繰り返し、きちんと注意喚起をしておくといいですね。扱いがいかげんになって、事故でも起こると大変ですから。

【都立学校教育部長】 少し仕組みがわかりにくいかもしれませんが、図などを使って、中学校を通じ、わかりやすく説明をしていきたいと思えます。

【委員長】 現在の状況から考えると、このインフルエンザ対応は実施しなくても良くなる可能性もあります。しかし、いつどうなるかわかりませんので、対応についてあらかじめきちんと決めておく必要はあろうかと思えます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 東京都立大塚ろう学校城南分教室の募集停止について

【委員長】 報告事項(2) 東京都立大塚ろう学校城南分教室の募集停止について、説明を、特別支援教育推進担当参事、よろしくお願いいたします。

【特別支援教育推進担当参事】 東京都立大塚ろう学校城南分教室の小学部について、平成22年度から募集を停止するとしましたので、御報告いたします。

資料の2ページ目を御覧ください。

「1 ろう学校の再編の経緯」です。「(1) ろう学校再編の考え方」「(2) 分教室募集停止の考え方」については、平成16年度に策定されました「東京都特別支援教育推進計画」に定められております。

「(1) ろう学校再編の考え方」ですが、生徒の在籍数は、昭和34年の1,521人をピークに、平成16年度には591人と減少し、当時8校設置されていた学校について、

適切な学級・学校規模を確保することが難しくなってきました。こういう状況を踏まえて、規模と配置の適正化を図ることを決定しております。

資料の3枚目を御覧ください。

ろう学校の再編について、図で示しております。上の図は再編整備前の図ですが、平成16年に8校あったろう学校を、平成21年度の再編整備後には4校にしております。ただ、このうち都立大塚ろう学校につきましては、3校の分教室を残し、当面の間は残置するというのをあわせて決定しております。

資料の2枚目にお戻りください。

分教室につきましては、今申し上げましたように、都立大塚ろう学校の分教室として、都立品川ろう学校、都立杉並ろう学校、都立江東ろう学校の3分教室を当面の間存置すると決定しましたが、その際に、集団による教育活動の確保が重要であるといった視点から、新入生が2年間続けて3名に満たないような場合には、それ以降の募集を停止していくということを併せて決定しております。

この考え方については、平成19年に決定した第二次実施計画でも同様に定めております。

「2 城南分教室の現在の状況」です。城南分教室は、当初、都立品川ろう学校の場所に設置されたのですが、平成20年4月から都立城南特別支援学校内に移転して、同時に名称も変更したものでございます。この城南分教室の小学部の新入生の状況については、平成21年度に1名、平成20年度に2名ということで、先ほど申し上げました、新入生が2年続けて3名に満たないという条件に該当するに至ったということでございます。

「(1) 在籍者の推移」「(2) 新入生の状況と在籍者の内訳」については、お示ししたとおりでございます。

「(3) 幼児・児童数の減少に伴う分教室の課題」ですが、教育上の視点から、このような幼児・児童数の減少が分教室にもたらす課題について3点示しております。

1点目としては、幼児・児童間の交流が減ることにより、早期に育成することが必要なコミュニケーションの基礎能力が十分に育成できないといったこと。

2点目としては、クラス替えができず、集団が固定化することにより、教育活動の

活性化に支障をきたすといったこと。

3点としては、複式学級になった場合には、これも併せて教育上の支障をきたすといったこと。

こういったこともございますので、城南分教室については、平成22年度から小学部の募集を停止するというところでございます。

ただし、現在在籍しています児童については学年進行とし、卒業時までには小学部は存置するをしたいと考えております。

本件については、保護者の方から都議会にも陳情が出ていまして、経緯につきましては、「4 これまでの対応経過」にお示ししております。

「(1) 保護者会等の開催経過」ですが、9月にPTA役員説明会を行い、10月から11月にかけて保護者会、それから保護者一人一人に個別にヒアリングをするなどしながら、本件についての御理解を求めてきているところでございます。

「(2) 都議会への陳情について」ですが、平成22年度以降の小学部募集停止はせず、継続して入学できるようにしてほしいといった旨の陳情が平成21年9月25日に都議会に付託され、平成21年11月26日に文教委員会で審査され、質疑及び採決が行われました。結果としては不採択になったということでございます。

「5 今後の対応」ですが、都議会への陳情等も踏まえ、2点お示ししております。城南分教室が募集停止になりますと通学上の問題が生じますので、現在幼稚部在籍幼児の就学時期に合わせて、個々の保護者の意向を踏まえながら、具体的にはスクールバス等を考えておりますが、ほかの都立ろう学校などへの通学に対する支援策をとっていきたいと考えております。

幼稚部については、聴覚障害の乳幼児が専門的な教育を受けられるように、その在り方について、来年度中に策定する予定の「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」の中で具体的に検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【高坂委員】 スクールバスは今も走らせているのでしょうか。

【特別支援教育推進担当参事】 分教室は近いですので、走らせておりません。都

立大塚ろう学校又は他のろう学校に通う場合には走らせようと考えております。

【高坂委員】 全体としては対応していくのですね。

また、在籍者数が3分の1に減っているということですが、何が原因になっているのでしょうか。医療制度がよくなって、ろう学校へ在籍する児童・生徒が減っているのか、他に何か理由はあるのでしょうか。

【特別支援教育推進担当参事】 基本的には医療の進歩が一番大きいと思います。今は、聴覚障害についてはかなり早い時期から見つかるということもあります。早期発見、早期対応をしていくと、それなりに聴覚が維持できて、通常の学級に進学できるケースが増えているといったことが一番大きい理由だと思います。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承ったということにさせていただきます。

(3) 「都立学校指導要録等紛失事故再発防止検討委員会報告書」について

【委員長】 報告事項(3)「都立学校指導要録等紛失事故再発防止検討委員会報告書」について、説明を、指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 報告資料(3)「都立学校指導要録等紛失事故再発防止検討委員会報告書」について、御説明いたします。

この件は、5月28日の定例会において報告した事案でございます。旧都立九段高校外8校が生徒指導要録を紛失又は誤廃棄していたということがございまして、5月28日の定例会で御説明した折に、この件については、今後、事故再発防止検討委員会を設置して、万全な再発防止を試みていくということで報告をしたものでございます。

報告書の36ページ、37ページを御覧ください。

5月28日の定例会において御説明した際の資料でございますが、旧都立九段高校外8校が生徒指導要録の紛失・誤廃棄をしていたということを示したものでございます。その折に、「4 再発防止策と今後の対応」の(3)にございましており、再発防止検討委員会を設け、学校における生徒指導要録の保管・管理体制の構築等を図るとともに、教員研修も実施していくと御報告しております。

報告資料（3）を御覧ください。

この事故再発防止検討委員会は平成21年5月25日に設置し、この間、ずっと協議を
してまいりました。

「再発防止検討委員会の検討内容」を御覧ください。

検討委員会では、「指導要録の適正な管理に関する規程等の策定」、「指導要録の
作成、保管及び廃棄」、管理職・教職員への「意識啓発」の観点で、「現状と課
題」、「課題解決の具体的方策」を検討してまいりました。

「1 指導要録の適正な管理に関する規程等の策定について」ですが、検討委員会
を設置するまではこういった規程の整備がほとんどされていないような状況であり、
各学校が規程を整備することが急務でございました。

課題解決の具体的方策ですが、東京都教育委員会が指導要録の適正な管理に関する
規程及び指導要録の作成、点検、保管及び廃棄の流れを示したフローチャートのひな
形を策定し、都立学校に示しました。これらを参考に各学校が規程とフローチャート
を策定するようにいたしました。規程については、既に各学校に対して、策定するよ
うに通知を出しております。

報告書の15ページを御覧ください。

東京都教育委員会が示した各学校が作成すべき「生徒指導要録の適正な管理に関す
る規程」のひな形です。

第3条では保管場所等、第4条では管理体制について規定しています。管理責任者
は校長とすること、管理担当者を副校長、教務主任等にすることなどを規定していま
す。

第5条では生徒指導要録の年間計画の作成について規定しております。

第6条では生徒指導要録の作成手続について示しておりますが、「担任等は、生徒
指導要録又は証明書を作成するときは、管理担当者から生徒指導要録の貸出許可を得
た上で、校内執務室において行わなければならない。」としております。

第7条では、在校生の生徒指導要録の作成状況の点検及び保管について示しており
ます。

第8条では、卒業生等の生徒指導要録の保管及び保管状況の確認について示してお

ります。特に今般の事故につきましては、卒業生等の生徒指導要録の誤廃棄あるいは紛失ということでしたので、第8条にこういったものを示しております。

また、第9条では、保存期間が満了した生徒指導要録の廃棄について示しておりますが、都立高校においては廃棄についてきちんとした意思決定を行っていなかったような状況がございましたので、規定を整備したものでございます。

もう一度報告資料を御覧ください。

「2 指導要録の作成について」ですが、先程申し上げましたように、指導要録作成のスケジュールや手順、保管について不明確でございましたので、課題解決の具体的方策として、「(1) 年度内作成完了の徹底」を示しております。教員は必ず年度内に指導要録の作成完了をしなければいけないということを示しております。

「(2) 保管場所からの貸出に伴う所在確認の徹底」として、校長が指名する管理担当者が貸出を管理することを示しております。

「(3) 年度当初及び年度末における指導要録の作成状況の確実な点検の実施」ですが、年度当初と年度末に必ず指導要録の作成状況の確実な点検を実施することを示しております。

「3 指導要録の保管について」ですが、現状では卒業生及び転・退学者の指導要録の保管状況の点検が確実でなく、特に今回の11校の事例であるように、閉校・閉課程となる学校の指導要録を事務引継校が引き継ぐ際及びその後の点検が不十分ということで、課題解決の具体的方策として、「(1) 年度当初における卒業生等の指導要録の保管状況の確実な点検の実施」ということを示しております。

「(2) 転出者及び退学者の指導要録の保管状況の確実な点検の実施」として、転・退学者の指導要録の保管もきちんと言うことを示しております。

「(3) 卒業年度、様式の種別、保存期間及び廃棄年度の明確化」として、生徒指導要録の様式は国の標準例に基づき東京都教育委員会が定めておりますが、表紙等をつけて綴る際に、記載が学校によって異なるので、指導要録等に卒業年度、様式の種別、保存期間、廃棄年度を明記し、年度ごとに様式1・様式2に分けて保管するように示しております。

「(4) 指導要録保管用の適切な保管場所（耐火金庫など）への集中保管」とし

て、鍵の管理及び開閉は管理担当者が必ず行うということを示しております。

「4 指導要録の廃棄について」ですが、様式1については保存期間20年、様式2については5年ですが、保存期間を過ぎた指導要録が残されていたり、廃棄対象の指導要録を十分に確認せずに誤廃棄をするという現状を踏まえて、廃棄手続が確実に行われるように手順を明確にして、意思決定手続に基づいて行うということを示しております。

課題解決の具体的方策の「(1) 保存期間を過ぎた指導要録の確実な廃棄」ですが、保存期間を過ぎた指導要録は、年度当初に、起案文書によって決定した上で廃棄することを示しております。廃棄の際も、管理責任者、管理担当者が廃棄対象の指導要録の様式や枚数、冊数等を確認して着実に廃棄するということを示しています。

「5 意識啓発について」ですが、指導要録については主に作成者(担任)あるいは学年・教務担当者任せになっているということを踏まえ、課題解決の具体的方策の「(1) 管理職・教員への意識啓発」として、管理職や教員への意識啓発のための研修を行っていくことを示しています。具体的には、教職員研修センターが実施する教育管理職研修、教育管理職候補者研修、主幹教諭研修、主任研修、10年経験者研修あるいは初任者研修等で指導要録の適正な管理の意識を啓発していくということを示しております。

「(2) 学校全体の危機管理意識の向上」として、法務監察課による業務・サービス監察の点検の際にも確認をする、あるいは学校経営支援センターの学校訪問でも指導要録の保管状況を確認するということを示しております。

再発防止検討委員会を設置し、協議をしている中であって、10月に、平成15年度末に閉校となった都立永福高校の事務引継校である都立杉並総合高校から、都立永福高校の指導要録が一部所在不明であるという報告を受けました。

こうしたことを重要視いたしまして、平成21年10月23日付けで、改めて全校調査を行いました。調査では、すべての学校の指導要録保管庫の鍵の管理がわかるデジタルカメラで撮った写真の提出をお願いしました。また、保管・保存すべき指導要録がきちんとあるかどうか、冊数がそろっているかどうかといったそれぞれを示した写真の提出も求めました。

そういう中であつてもう1校、平成20年度末に閉校した都立赤坂高校の事務引継校である都立大田桜台高校において、廃校となった都立赤坂高校の指導要録が一部所在不明であるという報告もございました。

こうしたこともございましたので、この再発防止検討委員会の報告書の御報告が遅れてしまったわけですが、今後とも、規程の整備を図るとともに、定期的な点検、東京都教育委員会による訪問点検等を通して、指導要録の事故が今後ないように指導の徹底を図ってまいりたいと思っております。

説明は以上です。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 指導要録というのは文書なのですか、それとも電子データなのですか。

【指導部長】 指導要録については、文部科学省が示している通知の中で文書になっております。

【竹花委員】 それは電子データにかえることはできないのですか。

【指導部長】 その件についてもいろいろやりとりをさせていただいたのですが、文部科学省の学習指導要領が改訂されるたびに生徒指導要録の様式の変更に伴う通知が初等中等教育局長名で出されるのですが、様式はA3判縦型、記入に際しては、インクが飛ばないような形で黒インク又は青インクで記入するということになっております。

また、5月28日の定例会においても、指導要録の電子データ化及び一元管理はできないのかという話を委員長からも受けまして、検討を重ねてきたところですが、現行法においては、文部科学省からの通知等もございますので、これからまた協議をしていかなければいけないと思っております。

【委員長】 文部科学省でも考えてはいるようです。

【竹花委員】 指導要録を保管する場所というのはどこになっているのですか。

【指導部長】 報告書15ページのとおり、「生徒指導要録の保管場所は、〇〇室〇〇（耐火金庫等）とし、集中管理する。」という形で示しております。

【竹花委員】 耐火金庫なら運動場に置いてもいいのですか。

【指導部長】 学校には様々な部屋がございますけれども、倉庫といったようなところもございます。一般的には在校生の生徒指導要録は、職員室の教務担当者の近くにある耐火金庫の中に保管されておりますが、卒業生等の指導要録につきましては、経営企画室や空きスペースといった保管ができる部屋に保管しております。

【瀬古委員】 マンモス校だったらものすごい量になりますが、そんな大きな耐火金庫などあるのですか。

【指導部長】 私が以前にいた都立飛鳥高校の例ですが、耐火金庫は5つぐらいございました。当然のことながら、廃棄すべき年度が来た指導要録についてはすべて廃棄していきますので、順に入れていくという形でございます。

【委員長】 大学でも、どこも大きな耐火金庫を持っていて、そこに全部保管しています。

【瀬古委員】 成績以外にも卒論とかあるのではないですか。

【委員長】 入試の答案などもすべて入っています。また、学期末試験の答案、成績、そういった重要なものが全部入っています。

【竹花委員】 指導要録は何年保管する義務があるのですか。

【指導部長】 様式1が20年です。学籍の記録と称して、在学中の3年間あるいは4年間でどの科目を何単位取ったかという修得単位数について主に記載するものが20年間保管です。生活等の記録等を記載する様式2が5年間です。

【竹花委員】 保存期間は何によって決まっているのですか。

【指導部長】 学習指導要領の改訂に伴い、教科・科目名等が変わりますので、例えば「総合的な学習の時間」が先般入りしましたけれども、そういったものに伴いまして、子供たちの学籍の記録はこう示しなさいということが、文部科学省からの通達文で来ております。

【竹花委員】 20年保管ということが通達によるのですか。

【指導部長】 学校教育法施行規則で定まっています。

【内館委員】 20年たったらどうやって廃棄するのですか。

【指導部長】 手法でございますか。

【内館委員】 手法です。

【指導部長】 一般的な廃棄については、溶解処理、あるいはシュレッダー廃棄というような形も行われておりますけれども、昨今は溶解という形で溶かします。

【内館委員】 責任者はどなたですか。誰が行うのですか。

【指導部長】 校長です。

【委員長】 大学の場合は、答案も5年間とおかないといけないのです。

【内館委員】 もう自分のものがないと思うとほっとしますね。

【高坂委員】 溶解というのはどのように行うのですか。

【指導部長】 校長が決裁するのですが、学校の経営企画室が業者と契約を結びまして、業者に溶解してもらいます。

【高坂委員】 化学薬品をつけて溶解するということですか。

【指導部長】 そこまではわかりません。

【次 長】 清掃工場に持って行って焼却するケースが多いです。

【瀬古委員】 基本的なことですが、指導要録は何のために保管しておくのですか。何に使用するのですか。

【指導部長】 卒業後にまた違った進路に進みたいといったときに、証明書が必要になります。例えば、高校を卒業して専門学校に行ったけれども、何年かたった後に、大学等に進学をしたい、あるいは就職をしたいといったときに、証明書の発行が求められます。証明書というのは、例えば単位修得証明書であったり、あるいは卒業証明書であったり、あるいは成績証明書であったり、様々ございますので、そういったものの卒業生に対する便宜を図らなければいけません。なぜ20年なのか、なぜ5年なのかというところについてはわかりませんが、そういった形で規定されています。

【瀬古委員】 就職したり学校に行くのに、こんな細かいところまで必要なのですか。

【指導部長】 証明書を求めてくるところは、ほとんどの場合と言っていいと思います。

【瀬古委員】 こういう成績を全部ですか。

【指導部長】 それは、大学あるいは企業等によって異なりますが、単位修得証明

書でいいというところもあれば、単位と成績を一緒に出すということもあります。

【委員長】 法定文書というか、そのような扱いになっているのだと思います。

【指導部長】 これは法律で決められたものでございますので、指導要録は作成・保管をしなければいけません。

【委員長】 いずれにしても、電子化したら電子化したでもっと大きな問題が出てくると思うのですが、文部科学省に電子化について働きかけていきましょう。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件については、報告として承ったということにさせていただきます。

(4) 学校問題解決サポートセンターのこれまでの取組状況について

【委員長】 報告事項(4) 学校問題解決サポートセンターのこれまでの取組状況について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 報告資料(4) 学校問題解決サポートセンターのこれまでの取組状況についてでございます。

学校問題解決サポートセンターの設置については、4月23日の定例会において御説明したところですが、この学校問題解決サポートセンターの相談開始日である平成21年5月1日から平成21年11月末日まで、7か月間の取組状況がまとまりました。また、こうした中で見えてきた課題等を踏まえた今後の対応について御報告するものでございます。

まず、学校問題解決サポートセンターの「基本方針 子供のことを第一に考え、公平・中立の立場で、よりよい解決策を提案」については、4月23日の定例会で御報告させていただきました。

この基本方針に沿って、これまで、以下の4つの業務を実施してまいりました。

1つ目は、区市町村教育委員会あるいは学校経営支援センター、保護者等からの電話相談等に対する助言の実施ということでございます。

2つ目は、案件ごとの必要に応じて専門家等から助言を実施してまいりました。4月23日の定例会でも御説明いたしましたが、弁護士3名、臨床心理士1名、精神科医

3名、警察OB1名、行政書士2名、民生児童委員3名、保護者代表1名、計14名の専門家等の体制を組んでおり、併せて事務局として7名の職員がおります。いずれにしましても、案件ごとの必要に応じてこういった専門家等からの助言を実施してまいりました。

3つ目は、案件当事者の合意のもとで第三者的機関としての解決策を提示してまいりました。

4つ目は、学校の初期対応能力向上に向けた講演会・個別相談会等を実施してまいりました。

「1 これまでの相談状況」ですが、平成21年5月1日から平成21年11月30日まで7か月間で、相談数は総件数112件、総回数は182回になっております。

「(1) 相談者別内訳」ですが、一番多いのは保護者で78件、約7割になっております。保護者以外は、地域住民5件、区市町村教育委員会7件、教育庁・学校経営支援センター2件、学校8件、その他12件となっておりますが、その他は地域住民ではない一般都民、あるいは保護者の知人の方等々でございます。

「(2) 学校種別内訳」ですが、学校数がそれぞれ校種によって異なりますので単純比較はできないとは思いますが、件数でいえば46件と小学校が最も多くなっております。中学校は20件、高等学校は15件、その他の26件は、私立学校から12件、都外から8件、不明6件となっております。

「(3) 相談類型別内訳」ですが、「児童・生徒への指導にかかる学校の対応への不満」が61件と最も多くなっております。生活指導、学習指導のいじめにかかわることなど、様々な事案に関して児童・生徒への指導にかかる学校の対応についての不満でございます。

2つ目、「児童・生徒同士のトラブルから学校への苦情に発展したケース」が8件。例えば生徒同士のいさかいで、けがをした生徒の保護者が学校の対応に対して苦情に発展していくというようなケースでございます。

3つ目、「放課後・休日の学校外での児童・生徒の行動に対する苦情」というようなものが2件

4つ目、「施設・設備等に関する保護者・近隣の住民からの苦情」が1件

5つ目、「部活動・学校行事等に対する苦情」が1件

「その他」ということで39件となっております。

なお、この112件ですが、学校問題解決サポートセンターの仕組みに関することや子育てに関すること、しつけに関すること等、いわゆる学校問題解決サポートセンターの趣旨とは若干異なっている相談が28件ほどございます。また、電話相談に対する助言で一応解決に至ったというのが74件ほどございます。専門家等が対応したものは9件でございます。

続きまして、「2 学校の初期対応能力の向上に向けた取組」ですが、こういった相談業務のほか、学校の初期対応能力の向上がとても大切であるということで、(1)から(4)までに示したような形で学校問題解決サポートセンターは対応してまいりました。

「(1) 専門家による管理職対象の講演会の実施」ですが、校長及び副校長などを対象として、学校問題解決サポートセンターの弁護士、精神科医を講師として、「学校への苦情の現状と課題」「学校問題の未然防止、初期対応能力の向上に向けて」あるいは「学校問題の解決に向けた対応のヒント」などについて講演をしていただきました。

「(2) 個別相談会の実施」ですが、これは年3回実施する予定になっておりまして、今まで2回実施してまいりましたが、もう1回は来年に実施する予定です。7月13日、11月10日の2回で、合わせて18校、21事例について、学校の管理職から個別に相談をしたいということで事前に予約をいただきまして、サポートセンターの専門家が対応したものでございます。

「(3) 区市町村教育委員会等主催の講演会等への講師派遣」ですが、21回実施してまいりました。区市町村教育委員会等から要請を受けまして講演会等へ講師を派遣してきたというものです。内訳は、市区町村教育委員会からが13回ほど、あとはPTAや校長会の研修会などです。

「(4) 区市町村教育委員会指導主事等対象の連絡会の実施」については、サポートセンターのシステムや取組状況等について周知を図るために、区市町村教育委員会指導主事等対象の連絡会を実施してきたということでございます。

続きまして、「3 サポートセンターの更なる活用に向けた今後の取組」です。

「(1) 区市町村教育委員会・学校経営支援センターに対する利用促進に向けた周知の徹底」ということで、サポートセンターの機能として、「第三者的機関としての対応」がクローズアップされがちですけれども、解決困難な案件については、「専門家等からの助言」を受けることが可能なことを改めて周知していきたいと考えております。

「(2) サポートセンターにおける相談の仕組みの改善」ですが、4月23日の定例会においてお示した仕組みの中では、学校から直接相談を受けることにはなっておりませんでした。解決困難な問題へと発展しないために、つまり未然防止を図るためには初期対応というものがとても大切だということ、学校からの直接相談も受け付けるように制度設計を変えていきたいと考えております。ただし、当然のことながら、校長、副校長から相談を受けましたら、管轄の教育委員会や学校経営支援センターと十分に連携して対応することに変わりはありません。

先程の「相談者別内訳」で、学校が8件となっております。今までも学校から8件ほど、実際に直接相談があったわけでございます。したがって、この間の実績も踏まえまして、この(2)という形にしております。

「(3) 個別相談会の充実」は、管理職が専門家と直接相談できるという機会をもう少し増やしていきたいと考えております。

「(4) 広報の充実」ということで、ホームページを活用した広報の充実にも取り組んでまいります。

「(5) 学校の組織対応能力向上に向けた啓発」ということで、今年度作成・配布予定の「学校問題解決のための手引」等によりまして、教員及び学校事務職員の対応能力向上に向けた啓発を進めるとともに、併せて研修の充実を図っていきたいと考えております。研修については、東京都教職員研修センターにおいて、学校事務職員を対象に8月に、「クレーム対応におけるコンフリクトマネジメント」という、約300人が参加した研修を実施しております。来年度については、こういった事務職員に対する研修も充実していかなければいけないということ、回数を増やすなど現在検討しているところでございます。

これまでの取組状況や今後の取組について御説明いたしました。今後とも運営状況等から課題を把握して、学校問題解決サポートセンターが適切に機能していくように改善を図っていきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ただいまの御説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【内館委員】 「相談類型別内訳」として「児童・生徒への指導にかかる学校の対応への不満」が61件とありますが、本来は家庭教育でやるべきことを学校の先生に押しつけたり、それに対して不満を言っているというケースが非常に多いのではないかとと思うのですが、現実にはいかがですか。

【指導部長】 御推察のとおりだと思います。

【内館委員】 それに対して、もちろん学校問題解決サポートセンターが、細やかな対応をするということはとても素晴らしいことで、すごく評価できるのですが、そのようなことまで学校問題解決サポートセンターが責任を持ってやるという必要はないわけでは。それに対して、それは違っています、それは本来家庭でしつける問題ですということを、例えば専門家等の方たちにもお願いして、厳しく教育できないのですか。

【指導部長】 今、御提案をいただいたわけですが、基本的には是は是、非は非という形で、きちんと今までの相談の中でも、保護者代表も専門家等の中に入っておりますので、これは親御さんがすることですよという御意見をいただいたりしております。相談の事案によっては、そういった対応をこれからも行っていかなければいけないと考えております。

【内館委員】 学校問題解決サポートセンターの対応が悪いと言って、きっと苦情が来ると。だから、そうではなくて、家庭のしつけの部分というか、しつけという言葉が嫌なら、家庭教育の部分に関して学校問題解決サポートセンターの対応が悪いと言われても、それはあなたが根本的に間違っていますということは、やはり何らかの形で、民生児童委員とかの口を通じると少しはわかってくれるのではないかと。思いますので、そのところは心しておかれたほうが良いと思います。

【竹花委員】 元来、この学校問題解決サポートセンターをつくろうということを提案したのは、学校において保護者といろいろなトラブルが生じてなかなか解決できない問題について、いたずらに長く当事者同士が争いを続けることによって、学校の側も保護者の側も非常にエネルギーをロスしたり、他の業務や生活に支障を生じかねないといった状態を放置しておかないで、客観的に第三者の冷静な意見を提示することで問題の解決を図っていこうということでした。学校においても、いたずらにその問題にかかわるということ避けることにしたほうが学校のためでもあるという趣旨だったと思うのです。

今日の報告を受けると、いつの間にか相談業務になってしまっています。これは少し設立の趣旨とは違った方向に運用がなされていると思います。私たちは相談センターをつくったつもりはありませんので、この運用の在り方について、指導部はもう一度改めてきちんと考え直してほしいと強く思います。

相談業務というのはほかにもたくさんあります。そういうものとは違ったものとして位置付けませんと、いつの間にかただらとした相談業務、従来の相談業務と同じようなものになってしまいかねないと思います。運用する側の考え方が少しあいまいになってきているために、こういう「これまでの相談状況」という言葉だったり、「相談数」という言葉だったりということになってしまっているのではないかと思います。どういう言葉を使うのが適切かわかりませんが、その問題意識をきちんと持たないと、この仕組みをつくろうとした元来の趣旨と大きく異なった方向に流れていくと思いますので、その点をよろしくお願いしたいと存じます。

それから、「個別相談会の実施」というのが、「学校の初期対応能力の向上に向けた取組」という中にあります。(1)と(2)とがこういうふうに並列で並べられるというところにも、今申し上げた点についての明確な認識がないために生じていることであろうと思います。

この中の(2)の「個別相談会の実施」というのは、どういうものかよくわかりませんが、ここに学校問題解決サポートセンターの弁護士さんに介入してもらうのは御自由ですけれども、むしろこういう個別相談会で行われるものは、学校として十分な対応をしてきたのに非常に困っているのですというようなものでないのであれ

ば、それは学校問題解決サポートセンターの機能とは全然違う話でありますので、そこは識別をして対処しなければいけないと思います。

保護者の方々からの相談が最も多いので、保護者の方々に対してどう対応するかということについても、今私が申し上げた明確な意識を持っておりませんと、相談業務になってしまいかねないと思います。基本的には、問題は学校の中で、子供にかかわることですから、保護者同士、保護者と学校が良識ある大人としてきちんと話し合っで解決するという方向が正しいやり方で、それがかなわない場合にこの学校問題解決サポートセンターを機能させようとしているわけですから、保護者への対応についてもそれを基本とした対応をしませんと、この趣旨が没却されると思います。その点について、少し考え直すことが必要だと思えます。

もう一つは、非常に私どもにとってショックだったのは、ある区において学校が非常に困難な局面に陥り、どうにもならなくなって、校長が病気になり、任務を続けられないという状況で私どもに報告がございました。そのときには人事案件として報告があったわけですが、まさしくそういう場合にこそ、この学校問題解決サポートセンターが活用されるべきところなのに、この学校問題解決サポートセンターには問題が上がってきていなかったということが明らかになったわけです。

そういう意味で、区市町村の教育委員会がこの仕組みをよく理解していない、あるいは区市町村教育委員会の中で、東京都教育委員会のつくっている学校問題解決サポートセンターに学校が勝手に相談に行くのはけしからぬと考えているという状況があるのではないかとも思えたぐらいです。これについては、区市町村教育委員会に対して、どういうことであれ、直接学校から学校問題解決サポートセンターに報告を受けるといったことが当然行われるということを御指導願いたい。

もちろん、そう指導したにもかかわらず、区市町村教育委員会がこの学校問題解決サポートセンターを利用するなという立場をとられるのであれば、それは区市町村教育委員会の権限でそうなさるわけでしょうからやむを得ませんけれども、そんな区市町村教育委員会はなかろうかと思えます。しっかり利用させるものは利用させないといけないのではないかと思えます。その点、パンフレットの書き方も少し改めて、きちんと見なかった私も責任がありますけれども、学校から直接この学校問題解決サポ

ートセンターに相談がされるようお願いしたいと思ひます。

というのひ、区市町村教育委員会と学校からの相談を合わせましても、たった15件ということですが、これは私どもが昨年調査をしたときに、解決が困難な問題を抱えている件数は、130件ぐらひあったように思ひます。それと比較すると著しく少ない。そういう意味で、目的に照らした運用がなされている状況にはないと思ひますので、問題点は何なのかということをよく突き詰めて検討してほしいと思ひます。

【指導部長】 今のお話ですが、先程少し説明が足りなかったかと思ひますが、「相談の流れ」にもあるように、今までは学校から直接、学校問題解決サポートセンターへ相談できる仕組みではなかったのですけれども、区市町村立学校・都立学校から学校問題解決サポートセンターへ相談できるという形で制度設計を改めていきたいと考えております。これについては、これから区市町村教育委員会に対してきちんと説明をして、活用の促進を図るようにしていきたいと考えております。

それから、お話のあった事例ですけれども、その後対応をさせていただきまして、現在、学校問題解決サポートセンターで対応中でございます。

趣旨等についてのお話が最初にあったかと思ひます。お話のとおりかと存じますが、実際、専門家の方々が解決に当たっているというケースが112件のうちの9件で、それは相当にこじれたものでございまして、その9件という数が少ないという御指摘の意味もあるのかもしれないけれども、今後、そういったところについては、今お話しいただいた点を踏まえ、改善について検討していきたいと考えております。

【竹花委員】 最初に私が申し上げた趣旨のところは、この相談に当たっておられる担当者の方々を含めてみんなで検討してほしいと思ひます。電話を受けるといろいろ相談にのりたくなる、それはよく分かるのだけれども、基本的にはこの学校問題解決サポートセンターの位置付けはこんな位置付けにあるのですよということもよく理解してもらって、学校と保護者でまずよく話し合っ、それがかなわなければいつでも来てください、というスタンスをまず貫いてもらわないと、組織をつくった目的が没却されるようになると思ひます。私の言っていることが、現実には難しい側面もあるかもしれませんが、問題は学校と保護者の間で良識を持って解決されていくというのが基本的な姿なわけです。学校問題解決サポートセンターは、例外的にそ

れがかなわないような特別な場合に機能させようと思っただけですから、そんな形の運用が図られるように是非とも皆さんで議論をお願いしたいと存じます。

それから、専門家等が対応したものの9件というのを、プライベートな問題があるでしょうけれども、どのようにこじれているのかというのを、学校の対応の悪さも含めてこんな事態があるのですよというようなことを、マスメディアを通じて都民の方々に知ってもらってもいいのかもしれませんが、また御報告いただければと思います。

【委員長】 私も竹花委員とほぼ同じ意見か印象を持っています。この問題は学校を中心に起きることですから、まずは教師なり校長が対応するというのは当然だと思います。その中で、竹花委員がおっしゃったように、学校が疲弊^{へい}してしまう可能性があるというケースについては、学校問題解決サポートセンターに支援を要請するというのが筋であると解釈をしていました。しかし、現実には必ずしもそうではないようですね。問題がこじれたときのトラブルシューティング、つまり学校が疲弊^{へい}しないようなシステムとしてこれを受け取っていたものですから、全体を見ると若干違和感があります。

殊^{こと}に右の「専門家等」のところ小さく書かれていますが、実はこのところが一番大事なところですね。学校問題解決サポートセンターに専門家を置いて、専門的な立場から解決困難な問題について解決を図っていくというのが筋だと思いますので、よろしくをお願いします。

1つ質問ですが、今、竹花委員がおっしゃったのは、最近、インターネットにのった事件のことですか。

【竹花委員】 それは東京都の話ですか。

【委員長】 東京都の話です。学校の先生の指導について親がクレームをつけて、金銭要求に発展したという件です。正確に覚えているわけではありませんが、それに対して東京都教育委員会は各学校にマニュアルを出したということだけで、一切学校問題解決サポートセンターのことは記載されていませんでした。マスコミの記事ですからどの程度正確かどうかわかりませんが、こういうものこそ学校問題解決サポート

センターで対応すべき事例だと思います。この件についてはどうですか。

【指導部長】 マスコミの方々も様々これについて興味を示しているところもございまして、今回だけではなく8月にも、こういった事例がありますということが記事で紹介されたこともございました。その記事の詳細についてここでお話はできませんが、今、竹花委員のほうからもお話がございましたけれども、また改めてお話をさせていただく機会等も設けていきたいと考えております。

【委員長】 今、竹花委員から御提案がありました。そういう事例をすべてまとめて、個人情報の問題もあると思いますので総括的で結構ですが、そのケースについて、どのぐらいシリアスかということをお報告いただきたいと思っております。

【竹花委員】 私は昨日、知り合いの方からそのような話を聞いて、東京都ではあり得ない話だろうと申し上げたのですが、それは驚きました。もちろん学校側で一次的に措置はされてきちんとした対応をしていると思っておりますが、学校側に伝えてほしいのは、そんな話は1回すれば、後はどうぞ学校問題解決サポートセンターに言ってください、私どもも学校問題解決サポートセンターに言います、こんな話は学校と保護者とで良識を持って話すような中身ではありません、学校側は交渉を拒否していただいて結構だということです。そのための仕組みなのですから、そこをよくお話をさせていただくよう、よろしく申し上げます。

【委員長】 まだスタートしたばかりなので、いろいろ難しい問題はあろうかと思っておりますが、是非良い方向へ持っていきたいと思っております。指導部長、くれぐれもよろしくお願ひいたします。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については、報告として承ったということにさせていただきます。

(5) 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配について

【委員長】 報告事項(5)小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配について、説明を、教育政策担当参事、よろしくお願ひいたします。

【教育政策担当参事】 報告資料(5)小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配について御説明いたします。

東京都教育委員会として、小1問題・中1ギャップについてどのような対策を行うべきか検討を進めてまいりましたが、資料の説明に入る前に、これまでの経過等を若干御説明いたします。

11月12日の定例会において、この小1問題・中1ギャップに関する実態調査の結果を御報告し、公表したところでございます。その後、12月1日の第4回東京都議会定例会の知事の所信表明におきまして、この問題について東京都教育委員会と連携して早急に改善を進めていくという旨の知事の発言がございました。これを受けて、12月8日東京都議会の代表質問におきまして、各会派からこの問題解決に向けた御提案があったところでございます。

こうした経過を踏まえまして、東京都教育委員会としてその対応案をまとめ、先般、関係局に追加の予算要求を行ったところでございます。本日は、その対応案について御説明をいたします。

報告資料（5）を御覧ください。

「1 小1問題・中1ギャップ」は基本的な認識について、「2 新しい施策の内容」は、検討してまいりました東京都版の新しい学級編制方針等についての概要を示しております。

まず、「1 小1問題・中1ギャップ」についての基本的な認識ですが、小学校や中学校への入学直後の時期というのは、学校生活の基礎を固める重要な時期でございます。この時期に小1問題ですとか中1ギャップが発生すると、学力を身に付けさせる上での基盤を構築することが困難になります。東京都教育委員会では、7月に初めて実態調査を実施したわけですが、（2）にお示ししたとおり、すべての学校でいつ問題が発生してもおかしくない状況であることが数字で明らかになりました。

そこで、東京都教育委員会として早急に対策を講じなければならない重要で深刻な課題であるという認識の下、東京都版の新しい学級編制方針として新しい施策を策定し、その解決に向けた取組を行っていきたいと考えております。

次に「2 新しい施策の内容」のうち「（1）東京都版の新しい学級編制方針」ですが、この東京都版の新しい学級編制方針は、主に小1、小2及び中1を対象学年として、教員の加配、学校の実情に応じた加配教員の活用、一定の学級規模の確保、こ

の3点を施策の柱としております。

まず、「① 教員の加配」についてですが、小1問題・中1ギャップを予防・解決するため、入学直後の小1、小2及び中1の学年に限って教員を加配してまいります。小2を対象とする理由ですけれども、小1から小2への進級の際、9割はクラス替えを行わないといった実態に着目して、小2も対象とすることとしております。

また、教員加配の算定基準ですけれども、平成22年度については1学級39人として加配教員の数を積算することとしております。ここではあくまでも教員加配の積算基準をお示ししているだけですので、機械的・一律的に39人としての学級編制をするものではないという点に御留意いただければと思います。

次に、「② 学校の実情に応じた加配教員の活用」、すなわち加配された教員をどのように活用していくのかということです。地域や現場の実態を踏まえた選択が可能な仕組みとすることを考えておまして、具体的な活用の方法としては、学級規模の縮小、チームティーチングなどが想定されるわけですが、学校の実情に合った最適策が選択できるように現場の判断を尊重してまいります。ただ、その際、加配目的に沿った活用であることを確認した上で、最終的に東京都教育委員会が決定することとしております。

次に、「③ 一定の学級規模の確保」についてですが、40人学級のメリット、すなわち切磋琢磨による社会的適応能力の育成というのは重要です。したがって、1学級40人という学級編制基準は変更いたしません。それに加えて、学年で複数の学級を編制する場合、学級規模に20人という下限を設定することといたしました。

さらに、小3から小6まで、並びに中2及び中3、これらの学年では、40人の学級編制を維持しつつ、今後とも少人数指導の充実を図っていくこととしております。

次に、「(2) 段階的な導入と効果検証など」で、本施策の具体的な方法等をお示ししております。

まず、本施策の実施に当たりまして、教員採用数の急激な増加を避けること、あるいは現在及び将来の急激な財政負担の増加を招かないように配慮することが必要です。このため、教員加配についても段階的に実施していくとしております。先程教員加配の算定基準については御説明いたしましたが、平成22年度は1学級39人として積

算、平成23年度は38人、平成24年度は37人ということで、順次1人ずつ進行させていくといった方式をとるとのことです。

「(3) 3年間の所要定数及び所要経費の見込み」は、平成22年度から平成24年度の3か年の所要定数及び所要経費の見込みをお示ししております。平成24年度は551名ということになりますので、大変厳しい状況の中での要求になってくると考えております。そういった点も含めまして、この施策に関しては小1問題・中1ギャップの予防・解決に効果があるのかどうなのか、また、学力を身に付ける上での基盤の構築にどのような影響があるのか、こういったことに関して3か年を通じてきちんとした検証を行っていくこととしております。

また、その際には、全小学校を対象、あるいは教員が加配された学校対象の調査を実施してまいりたいと考えております。さらに、指導方法の改善という観点から、この検証結果に基づきまして教員用の指導資料を作成・配布することとしております。

以上が東京都版の新しい学級編制方針についての概要でございます。

最後でございますが、「3 今後の予定」にございますように、冒頭で申しましたとおり、本施策については関係局に平成22年度の予算の追加要求を実施したところでございます。今後も、必要に応じて調整を進めてまいります。

また、本施策の開始時期は平成22年4月からを予定しております。このため、ここでは近日中となっておりますけれども、明日、区市町村の教育委員会教育長にお集まりいただき、東京都教育委員会の考え方と現況について御説明する予定となっております。

説明は以上です。

【委員長】 いかがでございましょうか。

【竹花委員】 追加予算ということで、知事部局に急なお願いをしていただき、東京都教育委員会で長く議論をしてきた問題について、一つの解決が図られつつある、そういう局面が切り開けたということについて、私自身は非常に感慨深いものもあるし、教育長以下の事務局の努力を本当に多としたいと存じます。併せて、御理解をいただいた知事以下関係の方々にも本当にお礼を申し上げたいと存じます。

問題は非常に大きいわけでありますので、これが十分であるというわけではないで

しょうけれども、東京都の教育委員会として、学校現場における問題解決へ大きな努力をしたということも御理解いただけるであろうと思います。まだ予算は決まったわけではありませんけれども、しっかり更に折衝していただいて、実現をしていただくようお願いをいたしたいと存じます。

【委員長】 私も全く同じことを申し上げようと思ったのですが、知事にお目にかかったときに、アピールを致しました。知事の御理解をいただいて、私も非常によかったと思っております。間違いなく良い方向へ行くと思いますが、問題は結果です。結果をいいものにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。事務局にはよく頑張っていたと心から感謝しております。まだ必ずしも楽観を許さない状況にあると聞いておりますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

【瀬古委員】 小学校1年生でこういう問題があるなどということは、調査の報告を受けるまで全く私は知りませんでしたし、自分の子供たちの学校はそういうことはなかったので、こういう問題があるというのは初めて聞きました。そういう小学校1年生が、2年生や3年生、4年生になっても、また高学年になってもまだそういう問題を抱えているままなのでしょうか。

【委員長】 いいえ、落ちついてきます。幼稚園などの小学校へ入学する前と入学したときのギャップや、小学校6年生から中学校へ入学したときのギャップが大き過ぎるので、アーティキュレーション、つまり、接続が日本では余りうまくいってないのです。フィンランドなどでは、日本より1年遅く小学校に入学しますが、6歳のプレスクールのときに先生がよくそれを観察して、どういう子であるかという資料を全部小学校に送るということをやっています。同じことを小学校から中学校へ上がるときにもやっています。ポートフォリオというか、その子のいろいろな特性などを書類にまとめておいて、それを進学する中学校に送っています。そのようにコンティニュエーションというかアーティキュレーションを実にうまく行っています。それでも問題はありますが、日本と比較すれば少ないのです。そういった対応が日本の教育制度では欠けています。であるからこそ、そこに問題が起きていて、それを何とか東京都が率先して解決したいという意思のあらわれですね。

【瀬古委員】 小学校1年生ぐらいだったら、何でも言うことを聞くとおもうのです

けれども。

【委員長】 そうはいかないのですよ。言うことを聞かないというより、新しい環境になじめないのです。

【高坂委員】 辛抱できないから、ぐるぐる走り回ったりするわけでしょう。それこそ親の問題もあるし、幼小連携がうまくいっているところは比較的問題がないと思うのです。私が学校連絡協議員をやっている小学校では、こういうことは起こらないと言っています。見ていると、やはり地元の幼稚園の園長さんなどは、入学式にほとんど全員来ていらっしゃいます。自分が教えた子がきちんと受け答えができるかどうか、かたずをのんで見ているぐらいです。そういう雰囲気をおのおのでつくっていく必要があると思います。

小1問題等を解決するためには、この加配された先生に少し時間的余裕があって、幼稚園との連携にも力を入れるなどの対応が必要です。三鷹市などで実施していますが、小中連携も必要です。連携をしていくことによって、小1問題や中1ギャップの問題というのを少しずつ解決していく必要があるのだらうと思いますが、まずは皆の意識が高まることは大いに結構なことだと思います。

【委員長】 専門家がどうしてこういう状況になったかについて分析をしています。一つの原因として、子供が群れて遊ばなくなったことが挙げられています。我々の時代は、子供は学校で遊ぶのはもちろん、帰ってきてからも集団で遊んでいました。その中で、集団の中の1人という位置付けができていました。1人が変なことをしたら、ゲームでも何でも成り立ちません。今の子供たちはそういう訓練が一切できない。これは先進諸国で共通に起きている現象ですが、日本では際立っているようです。

ロンドンへ行ってもパリへ行っても、公園で子供たちが遊んでいます。日本はそういう光景はありません。公園で遊ばせんから。私は、日比谷公園等公園を開放して、子供たちが遊べるようにすべきだと思っています。

【内館委員】 瀬古委員の疑問は全く無理ないと思います。少なくとも瀬古委員の年代ぐらいまでは、こういう問題はなかったわけですし、私のときなどはもっとありませんでした。先生の言うことは全部聞いていました。私のときは人数が特に多く、

1クラス60人もいたのですから。

【瀬古委員】 こういった問題があるということは、やはり信じられないです。

【委員長】 一度、視察に行きましょう。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、本件は報告として承りました。本当にありがとうございます。是非、今後ともよろしくお願いいたします。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

1月14日(木) 午前10時 教育委員会室

1月28日(木) 午前10時 ホテルフロラシオン青山

(2) 全国都道府県教育委員会連合会理事会

委員長協議会理事会・教育長協議会理事会の開催(委員長、教育長のみ)

12月22日(火) 午後2時 ホテルフロラシオン青山

(3) 委員長年頭挨拶

1月4日(火) 午後1時30分 教育委員会室

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程をお願いいたします

【政策担当課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

定例会でございますが、次回は1月14日木曜日、午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。次々回は1月28日木曜日、午前10時から、場所はホテルフロラシオン青山を予定しております。

また、全国都道府県教育委員会連合会の理事会と委員長協議会理事会・教育長協議会理事会が12月22日火曜日、午後2時からホテルフロラシオン青山で開催されます。木村委員長と大原教育長に御出席をいただきます。

最後に、教育庁職員に対します委員長の年頭あいさつでございますが、1月4日月曜日、午後1時30分から、教育委員会室にてございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 何かございませんか。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉
—— それでは、引き続きまして非公開の審議に入らせていただきます。

(午前10時43分)